

○九州地方整備局告示第109号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成24年6月19日

九州地方整備局長 吉崎 収

第1 起業者の名称 宮崎県

第2 事業の種類 一般国道327号改築工事（古園バイパス・宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字飛松地内から同村大字七ツ山字岸原地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字飛松及び字岸原地内

2 使用の部分 宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字飛松及び字岸原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字飛松地内から同村大字七ツ山字方川地内までの延長3,100mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道327号改築工事(古園バイパス)」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道327号(以下「本路線」という。)は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない（以下「指定区間外」という。）。指定区間外の一般国道を都道府県が改築するためには、道路法第74条に基づく国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、宮崎県は本件区間について認可を受けている。

本件区間は、指定区間外であること、宮崎県内に存することから道路法第13条第1項の規定により宮崎県が道路管理者となることなどから、起業者である宮崎県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、宮崎県日向市を起点とし、東臼杵郡美郷町、同郡諸塚村、同郡椎葉村を經由し、熊本県上益城郡山都町に至る延長96.2kmの幹線道路である。

このうち本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、山間部を通過しており、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が多数存在し、自然災害による通行止めとなるなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が整備されることから、所要時間の短縮とともに、自然災害による通行止めの解消が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施したところ、いずれの項目についても環境基準等を満足するものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地には、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、環境省レッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のツマグロキチョウ、準絶滅危惧のミサゴ、ハイタカ及びアカハライモリ等が確認されている。クマタカ、ミサゴ及びハイタカについては、事業実施に伴い生息環境の一部は消失するが、その範囲は限られていることなどから、影響は小さいものと予測されている。また、ツマグロキチョウについては、事業実施に伴う生息環境の消失がほとんどなく、アカハライモリについては、生息環境の一部が消失するが、事業後も生息環境が残されることなどから、影響は小さいものと予測されている。

植物については、環境省レッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のヒュウガアジサイ、アオカズラ及びビロードキビ、絶滅危惧Ⅱ類のミズマツバ、ヒュウガトウキ及びイズハハコ、準絶滅危惧のツクシチャルメルソウ等が確認されている。これらは、事業実施に伴い生育環境の一部が消失するが、改変面積は小さいことなどから、影響は小さいものと予測されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第3種第4級の規格に基づく2車線の道路を現道拡幅及びトンネル方式により整備する事業であり、本件事業の

事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業を施行するに当たっては、本件区間において、申請案を含む現道拡幅・トンネル案(3案)、トンネル構造を主とするトンネル案(2案)、及び橋梁で耳川を渡河する橋梁案(2案)について検討が行われている。現道拡幅・トンネル案は他の4案と比較すると周辺の集落へのアクセスが確保しやすく、さらに申請案は事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は線形不良区間等が多数存在していること、自然災害により通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の長等からなる入郷地域開発期成同盟会等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される施設の範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮崎県東臼杵郡諸塚村役場